

第四十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

記

江戸川区民

生活保護費返還金

百三十五万九千八百十五円

債権の額 二十万四千百円

平成三十年六月六日

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四）

号) 第六十三条

債権の額 百十三万五千円

令和二年八月二十一日

生活保護法第六十三条

債権の額 二万七百十五円

令和二年十二月二十五日

生活保護法第六十三条

放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和三年七月七日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。